

船舶事故調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

委員 根本 美 奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 平成23年2月1日 10時10分ごろ |
| 発生場所 | 大分県杵築市臼石鼻 ^{きつき うずいしはな} 東南東方沖の別府湾口 臼石鼻灯台から真方位117°6海里（M）付近 （概位 北緯33°21.7′ 東経131°48.5′） |
| 事故調査の経過 | 平成23年2月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 漁船 第一海照丸 ^{かいしょう} 、4.9トン OT3-31721（漁船登録番号）、個人所有 11.20m（Lr）×3.40m×1.16m、FRP ディーゼル機関、302kW（漁船法馬力数）、昭和62年1月11日 B 漁船 第二海照丸 ^{かいしょう} 、4.9トン OT3-31722（漁船登録番号）、個人所有 11.20m（Lr）×3.40m×1.16m、FRP ディーゼル機関、302kW（漁船法馬力数）、昭和62年1月11日 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年6月7日 免許証交付日 平成22年4月23日 免状有効期間満了日 平成27年6月6日まで有効 甲板員A 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年6月7日 免許証交付日 平成22年4月23日 免状有効期間満了日 平成27年6月6日まで有効 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A 機関等に濡損 |
| 事故の経過 | A船は、船長A及び甲板員Aほか1人の甲板員が乗り組み、A船と同型船のB船、探索船（以下「C船」という。）及び運搬船（以下「D船」という。）と4隻で船団を組んで出漁し、平成23年2月1日06時50分ごろから大分県別府湾の中央付近において、2そう引きによる機船船びき網漁 |

| | | | | | | | |
|---------------|--|---------|----|-----------|----|----------|----|
| | <p>を開始した。</p> <p>A船は、網の右側の引き索を、B船が左側の引き索を引いて約70mの船間距離をとり、船長Aが手動操舵に就き、機関を回転数毎分約1,850～1,900 (rpm) として約1～2ノットの速力で北方に向けてえい網し、09時10分ごろ、機船船びき網漁業の許可区域の境界線付近で反転し、南方に向けてえい網した。</p> <p>甲板員Aは、A船とB船が反転した頃、船長Aと操舵を交代し、舵輪の後方にある椅子に腰を掛けて手動操舵により南進中、A船の左舷前方約100m (B船の右舷船首方約100m) のところで魚群を探知したC船から、えい網方向を南東方向に変えるように指示されたので、A船及びB船が漂泊したC船を目標にしてえい網方向を左に変え始めた。</p> <p>甲板員Aは、減速せずに左舵約20～30° をとって左転したところ、左舷後方に出ていた引き索によってA船が横引きされる状態となり、左舷側に傾斜したので機関回転数を下げたが、10時10分ごろ臼石鼻東南東方沖6M付近の別府湾口において転覆した。</p> <p>A船の乗組員3人は、救命胴衣を着用していなかったが、転覆したA船の操舵室から脱出してD船に救助された。</p> <p>A船は、転覆した状態でB船により杵築市守江港までえい航された。</p> | | | | | | |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約6m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m</p> | | | | | | |
| <p>その他の事項</p> | <p>A船及びB船は、ワイヤロープ (直径約16mm、長さ約275m) の先端にチェーン (長さ約22m) をつないだ引き索によって漁網 (長さ約230m) を引いており、1回のえい網時間は約5～6時間であった。</p> <p>A船は、船尾甲板にワイヤロープを巻くためのウインチドラムを設置しており、ワイヤロープは、ウインチドラムから船尾甲板上約1.55mの高さにある滑車を介して船尾方に出ていた。</p> <p>A船の船尾端には、ワイヤロープを導くためのガイドローラ (縦型) が設置されていなかった。</p> <p>C船は、魚群を探知するとA船及びB船に漁網を引く方向を指示するとともに魚群の上方で漂泊し、A船及びB船の目標となっていた。</p> <p>A船では、ふだんえい網方向を変えるときには、機関回転数を約1,600rpm に下げて減速したのちに小舵角で方向を変えていた。また、A船には、操舵装置に舵角指示器が付いていたが、甲板員Aは、左転したときに舵角指示器を見ていなかった。</p> <p>A船では、約2時間交代で単独の操舵に当たり、本事故当時、船長A及びA船の他の甲板員は、操舵室内で就寝していた。</p> <p>甲板員Aは、約40年間漁業に従事しており、最近の約15年間はA船で2そう引き漁を行っていた。</p> <p>B船の船長は、えい網方向を変えることに注意を向けていたので、A船が転覆する状況を視認しておらず、また、C船及びD船の乗組員もA船が転覆する状況を視認していなかった。</p> <p>本事故発生場所付近の水深は、約48mであった。</p> | | | | | | |
| <p>分析</p> | <table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> </table> | 乗組員等の関与 | あり | 船体・機関等の関与 | なし | 気象・海象の関与 | なし |
| 乗組員等の関与 | あり | | | | | | |
| 船体・機関等の関与 | なし | | | | | | |
| 気象・海象の関与 | なし | | | | | | |

| | |
|----|--|
| | <p>判明した事項の解析</p> <p>A 船は、別府湾口において、B 船と共に 2 そう引きによりえい網しながら南進中、甲板員 A が、えい網方向を左に変えようとした際、減速せずに左舵約 20～30° をとって左転したことから、左舷後方に出ていた引き索によって横引きされる状態となり、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A 船が、別府湾口において、B 船と共に 2 そう引きによりえい網しながら南進中、甲板員 A が、えい網方向を変えようとした際、減速せずに左舵約 20～30° をとって左転したため、左舷後方に出ていた引き索によって横引きされる状態となり、左舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 そう引きによりえい網中にえい網方向を変えるときには、速力を減じたのちに小舵角で方向を変えること。 |